する具体的事実）を記載した書面を添付すること。
2　代理人により報告書を作成する場合は，報告者の氏名又は名称，住所又は所在地，法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合においては，併せて委任状を添付すること。
3　記載事項について書ききれない場合は，適宜別紙に記載すること。
4　本報告書を電子メールで送信する際は，誤送信することのないようにすること。
5　本報告書の提出に当たっては，代表者若しくは代理人の押印又は本報告書が真正なものであることを証明するための書類を添付すること。

記載上の注意事項（下記の各項目は，様式の各項目に対応する。）

○　報告する違反行為の概要
1　当該行為の対象となった商品又は役務
当該行為の対象となった商品又は役務について，その範囲が分かるように具体的に記載すること。
2　当該行為の態様
(1) 当該行為の態様（価格カルテル，入札談合，市場分割協定等）を２(1)の欄に記載すること。
(2) 例えば
ア　当該行為が価格引上げカルテルである場合は，カルテル参加者，対象地域，価格の引上げ時期，引上げ幅
イ　当該行為が入札談合である場合は，入札談合参加者，対象となる物件の発注者等が分かるように，２(2)の欄に具体的に記載すること。
なお，当該行為に事業者団体が関与している場合には，当該団体の名称及び関与の内容について，２(2)の欄に具体的に記載すること。
3　開始時期（終了時期）
(1) 当該行為に係る取決めをした時期を記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は，当該行為を行っていたことが確実な時期であって，最も古い時期を記載し，「遅くとも」と付記すること。
(2) 報告者が当該行為を既にしていない場合は，終了時期を（　）内に記載すること。
(3) 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で，報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には，報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

備考
1　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定により共同して，違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は
(1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また，本則第１０条又は第２０条第２項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等については，その旨も付記すること。
(2) 連絡先部署名は，本則第１０条又は第２０条第２項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等のものを記載すること。
(3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項，又は同法第７条の８第４項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定に該当

及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面を添付すること。
2　代理人により報告書を作成する場合は，報告者の氏名又は名称，住所又は所在地，法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上，代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては，併せて委任状を添付すること。
3　記載事項について書ききれない場合は，適宜別紙に記載すること。
4　本報告書を電子メールで送信する際は，誤送信することのないようにすること。

記載上の注意事項（下記の各項目は，様式の各項目に対応する。）

○　報告する違反行為の概要
1　当該行為の対象となった商品又は役務
当該行為の対象となった商品又は役務について，その範囲が分かるように具体的に記載すること。
2　当該行為の態様
(1) 当該行為の態様（価格カルテル，入札談合，市場分割協定等）を２(1)の欄に記載すること。
(2) 例えば
ア　当該行為が価格引上げカルテルである場合は，カルテル参加者，対象地域，価格の引上げ時期，引上げ幅
イ　当該行為が入札談合である場合は，入札談合参加者，対象となる物件の発注者等が分かるように，２(2)の欄に具体的に記載すること。
なお，当該行為に事業者団体が関与している場合には，当該団体の名称及び関与の内容について，２(2)の欄に具体的に記載すること。
3　開始時期（終了時期）
(1) 当該行為に係る取決めをした時期を記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は，当該行為を行っていたことが確実な時期であって，最も古い時期を記載し，「遅くとも」と付記すること。
(2) 報告者が当該行為を既にしていない場合は，終了時期を（　）内に記載すること。
(3) 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し，それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で，報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には，報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

備考
1　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定により共同して，違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は
(1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また，本則第１０条又は第２０条第２項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等については，記名押印に当たってその旨も付記すること。
(2) 連絡先部署名は，本則第１０条又は第２０条第２項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等のものを記載すること。
(3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項，又は同法第７条の８第４項